

標準文書保存期間基準（保存期間表）【家裁裁判部】

令和5年4月1日

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間
				大分類	中分類	名称	
						(小分類)	
1 規則若しくは規程の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	立案基礎文書	基本方針、基本計画、最高裁判所規則、最高裁判所規程	規則、規程、通達及び告示の制定改廃等	別表のとおり	別表のとおり	10年
	(2) 解釈又は運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	逐条解説、ガイドライン、通達、運用の手引				
	(3) 制定され、又は改廃された最高裁判所規則又は最高裁判所規程の運用	制定され、又は改廃された最高裁判所規則又は最高裁判所規程の解釈又は運用のための文書	逐条解説、ガイドライン、運用の手引				
2 通達の制定又は改廃及びその経緯	立案の検討その他の重要な経緯	立案基礎文書	基本方針、基本計画				
3 調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する事項	調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する業務	調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する連絡文書	一時的通達	調停委員等（事務）	連絡文書	連絡文書（当該年度）	5年
4 訟務に関する事項	(1) 訟務一般に関する業務	事件の受付及び分配、開廷場所の指定、法廷警備その他の訟務一般に関する連絡文書	一時的通達	訟務（事務）	訟務一般	訟務一般（当該年度）	5年
	(2) 民事に関する業務	民事実体法及び民事訴訟、人事訴訟、民事非訟、民事執行、破産、民事再生、人身保護その他の民事に関する連絡文書	一時的通達		民事	民事（当該年度）	5年
	(3) 行政事件に関する業務	行政事件に関する連絡文書	一時的通達		行政事件	行政事件（当該年度）	5年
	(4) 刑事に関する業務	刑事実体法及び刑事訴訟、刑事補償、恩赦、刑事施設その他の刑事並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判等に関する連絡文書	一時的通達		刑事	刑事（当該年度）	5年
	(5) 家事に関する業務	家事審判、家事調停その他の家事に関する連絡文書	一時的通達		家事	家事（当該年度）	5年
	(6) 少年に関する業務	少年審判その他の少年に関する連絡文書	一時的通達		少年	少年（当該年度）	5年
	(7) 弁護士及び弁護士会に関する業務	弁護士及び弁護士会に関する連絡文書	一時的通達		弁護士	弁護士（当該年度）	5年
	(8) 事件報告に関する業務	裁判、審判及び調停の事件報告に関する連絡文書	一時的通達、報告文書		事件報告	事件報告（当該年度）	5年

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間	
				大分類	中分類	名称		
						(小分類)		
	(9) 事件記録の保存に関する業務		事件記録の保存に関する連絡文書	一時的通達		記録保存	記録保存 (当該年度)	5年
	(10) 訟廷事務等に関する業務 ((1)から(9)までに該当するものを除く。)	ア	最高裁からの連絡文書、事件記録の廃棄、検査等に関する文書、訟廷事務に関する業務についての一時的文書	連絡文書、一時的通達、通知文書、送付書		連絡文書	連絡文書 (当該年度)	5年
		イ	最高裁からの裁判書の送付、事件関係の案内書の配布に関する文書、事件処理システムに関する文書、訟廷事務に関する業務についての一時的文書、国際司法共助 (嘱託・受託) に関する文書、裁判員関係、官公署等からの照会 (行政共助) に関する文書、国を当事者とする訴訟に関し提訴予告通知が送付された場合の提訴予告通知に関する文書	最高裁の判決書、行政共助、捜査関係事項照会、外国司法送達共助、調査嘱託依頼書、照会書、調査票、嘱託書、回答書、事務連絡、国を当事者とする訴訟に関し提訴予告通知が送付された場合の法務省又は担当法務局からの通知、資料調査回答書、予告通知書の写し、民事訴訟法第132条の2第1項による提訴前照会、同回答書、民事訴訟法第132条の4第1項による提訴前証拠収集処分申立書		判決書等写し、調査回答書	判決書等写し、調査回答書 (当該年度)	1年
5 会計に関する事項	(1) 役務に関する業務		録音反訳の実施に関する文書	録音反訳方式利用事件一覧、発注書、完成通知	会計(事務)	役務 (録音反訳)	役務 (録音反訳) (当該年度)	5年
	(2) 会計に関する業務 ((1)に該当するものを除く。)		会計に関する業務についての一時的文書	他省庁、財務省会計センター等からの不定期な照会、回答文書、事務連絡		書簡、通知等	書簡、通知等 (当該年度)	1年
6 裁判統計に関する事項	(1) 裁判統計の運用に関する業務		裁判統計に関する連絡文書	一時的通達	統計 (事務)	連絡文書	連絡文書 (当該年度)	5年
	(2) 裁判統計に関する業務 ((1)に該当するものを除く。)		裁判統計に関する業務についての一時的文書	一時的通達、統計システム関係事務連絡		書簡、通知等	書簡、通知等 (当該年度)	5年

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間		
				大分類	中分類	名称			
						(小分類)			
7 庶務に関する事項	(1) 公印の管理に関する業務		庶務帳簿	庶務（事務）	庶務帳簿	公印管理簿	常用		
						契印機の保管責任者について定めた文書			
						廃止公印管理簿（当該年度）			
	(2) 会同又は会議に関する事務	ア	会同又は会議の開催に関する重要な経緯	開催通知	会同、会議		会同、会議（当該年度）	30年	
		イ	会同又は会議に提出された文書	配布資料					
		ウ	会同又は会議の結果が記録された文書	議事録、結果報告書					
	(3) 文書の管理に関する業務	ア	文書の管理に関する連絡文書	一時的通達	文書（連絡文書）	文書（連絡文書）	文書（連絡文書）（当該年度）	5年	
		イ	文書の保存期間等が定められた文書	標準文書保存期間基準（保存期間表）			文書（保存期間基準）	文書（保存期間基準）（当該年度）	5年
		ウ	廃棄した短期保有文書に係る業務の類型及び廃棄をした日の記録	廃棄記録			文書（廃棄記録）	文書（廃棄記録）（当該年度）	5年
		エ	庶務帳簿				庶務帳簿	送付簿（当該年度）	3年
	(4) 情報化及び情報セキュリティに関する業務		情報化及び情報システムの一時的な運用等に関する文書、情報セキュリティに関する届出、許可等に関する文書	通知、周知文書、届出書、許可書、申請書、報告書	情報（届出等）	情報（届出等）	情報（届出等）（当該年度）	1年	
	(5) 庶務に関する業務（(1)から(4)までに該当するものを除く。）	ア	庶務に関する業務についての一時的文書	一時的通達、懇談会通知文書、学会出席者選定通知	書簡、通知等（A）	書簡、通知等	書簡、通知等（当該年度）	5年	
		イ	庶務に関する業務についての一時的文書	送付書、受領書、通知、書簡、通知文書			書簡、通知等（B）	書簡、通知等（当該年度）	1年
			庶務帳簿				庶務帳簿	認証カード貸与簿（当該年度）	3年

(別表)

項番	中分類	名称 (小分類)	該当する司法行政文書の範囲
1	調停委員等	調停委員等 (当該年度)	調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関するもの
2	訟務一般	訟務一般 (当該年度)	訟務一般に関するもの
3	民事	民事 (当該年度)	民事実体法及び民事訴訟、人事訴訟、民事非訟、民事執行、破産、民事再生、人身保護その他の民事に関するもの
4	刑事	刑事 (当該年度)	刑事実体法及び刑事訴訟、刑事補償、恩赦、刑事施設その他の刑事並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判等に関するもの
5	家事	家事 (当該年度)	家事事件手続法その他の家事に関するもの
6	少年	少年 (当該年度)	少年法その他の少年に関するもの
7	事件報告	事件報告 (当該年度)	裁判、審判及び調停の事件報告に関するもの
8	記録保存	記録保存 (当該年度)	裁判記録の保存に関するもの
9	訟務関連文書	訟務関連文書 (当該年度)	2から8までに該当しない訟務に関連する事項に関するもの
10	支出	支出 (当該年度)	歳出、支出及び予算に関するもの